

認可保育園保育料について

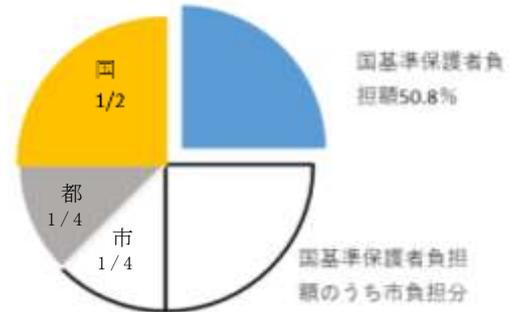
1 保育料（保護者負担額）とは

- (1) 国は、一人当たりの保育に必要な経費について、1/2を保護者負担の限度額（国基準保護者負担額）とし、残り1/2を2：1：1の割合で国：都：市の公費負担と定めています。
- (2) 子ども・子育て支援法では、世帯の所得の状況その他の事情を勘案し、市町村が保護者負担額を定めることとしており、26市の多くは、国基準保護者負担額の50%を徴収目標としています。

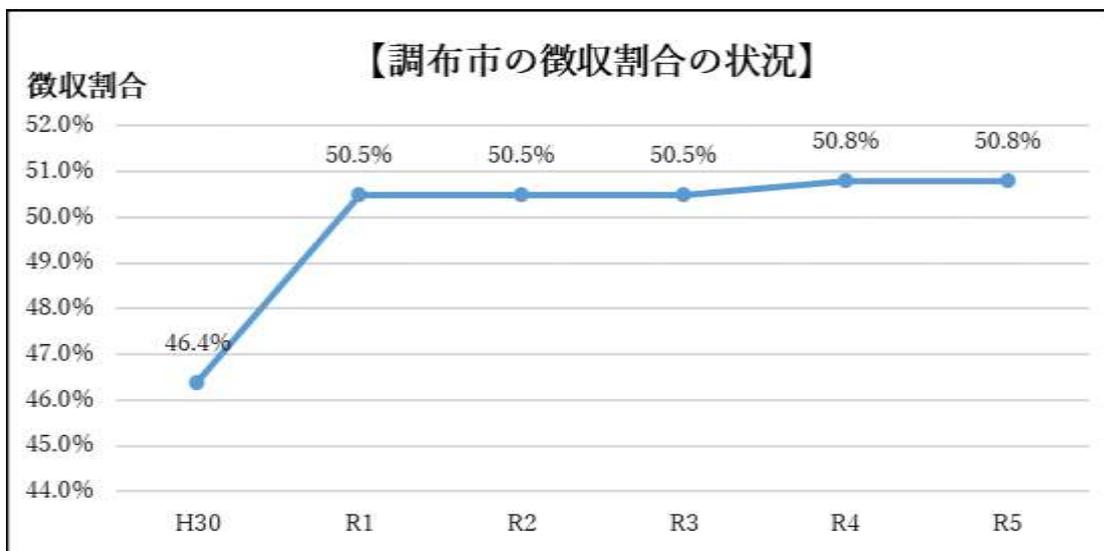
国が想定する負担割合



現状の調布市負担割合



2 国基準保護者負担額に対する調布市の徴収割合の推移



※算出方法：自治体利用者負担額の合計/国基準利用者負担額の合計

【他市の徴収割合の状況（令和4年度実績26市調査）】

50%以上：10市（調布、八王子、青梅、昭島、東村山、国立、狛江、清瀬、あきる野、西東京）

50%未満：16市（立川、武蔵野、三鷹、府中、町田、小金井、小平、日野、国分寺、福生、東大和、東久留米、武蔵村山、多摩、稲城、羽村）

【他市の今年度改定状況（令和6年7月現在）※以下8市へ調査】

改定しない：8市（八王子、立川、武蔵野、三鷹、府中、国分寺、狛江、多摩）

改定する：該当なし

3 社会状況の動向

(1) 実質賃金について

令和3年から令和5年までの直近3年において、名目賃金は上昇しているものの、実質賃金は物価上昇の影響により下降している。

(参考：厚生労働省「毎月勤労統計調査令和5年分結果確報(R6.2.27公表)」)

(2) 令和5年合計特殊出生率について

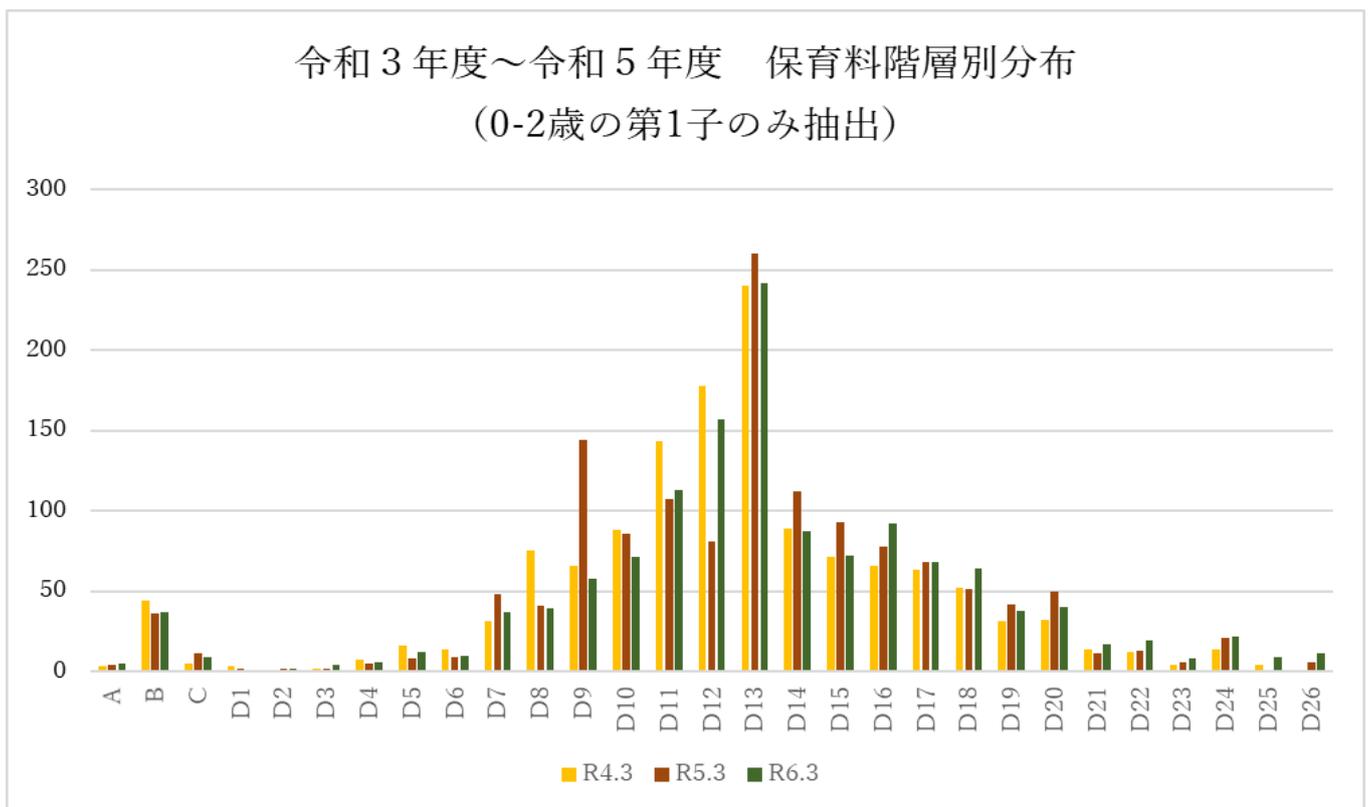
1人の女性が一生のうちに産む子どもの数の指標となる「合計特殊出生率」は令和5年は全体で1.20。特に東京都は最も低く0.99となっている。

(参考：厚生労働省「令和5年人口動態統計(R6.6.5公表)」)

(3) 多子世帯の保育料無償化について

東京都は、子どもを2人以上持ちたいと願う方の経済的負担を軽減するため、多子世帯を対象に保育料を補助しています。本事業は国の上乗せ補助金として、平成元年10月に無償化を開始、令和5年10月には対象を拡大し、第2子まで無償化しています。更に、今後も対象拡大となる可能性があります。

4 調布市の保育料階層分布



保育料の階層別分布は、直近3年で大きな変動が見られないことから、世帯収入についても変動がないことを示しています。

5 令和6年度における検討結果

上記のとおり令和5年度の実績において国基準徴収割合が50%を超えていること、昨今における経済情勢等に鑑みて、令和7年度(令和7年4月適用)における改正は行わないこととする。